

## 占有許可の条件

I. 道路区域に係る占有許可条件

1. 道路占有者は、当該占有物件にかかる入札占有指針の規定を遵守すること。
2. 高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 以上下がっているときは、当該 2.0m 下がった線）を越えないこと。
3. 占有物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5 m以上の道路に接する場合には、歩道（幅員 2.0m以上とする。）を設けること。
4. 構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
5. 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設けること。この場合においては、あらかじめ所轄消防署長と十分打ち合わせておくこと。
6. 天井は、原則として高架道路の桁下から 1.5m 以上空けること。
7. 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。
8. 壁体は、原則として橋脚から 1.5m 以上空けること。
9. 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約 30mごと、その他の地域にあつては約 50mごとに横断場所を確保しておくこと。
10. 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有者において安全確保のため必要な措置を講ずること。
11. 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。
12. 占有物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。
13. 次のアからキまでのいずれかに該当する使用はできない。
  - ア. 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
  - イ. 政治活動又は宗教活動に使用すること。
  - ウ. 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。
  - エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。)、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(例：成人向け DVD ショップ等)の用途に使用すること。
  - オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

- カ.その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。
- キ.第三者をしてアからカまでのいずれかの用途に使用させること。
14. 占有者は、点検、清掃、除草等、原則として道路管理者と同等の日常的な維持管理を行うことができる管理能力を有するものとする。
  15. 申請に際しては、保安のための巡回、消火設備の整備点検、災害発生時の防災体制、情報連絡系統の確立等に関する書類を添付すること。
  16. 占有物件の維持管理は、占有者が責任をもって行うこと。
  17. 占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を土木事務所長に報告すること。
  18. 占有に起因して道路を損傷したとき及び第三者に損害を及ぼしたときは、占有者においてその責を負うこと。
  19. 道路施設が災害その他不可抗力によって破損し、占有者に支障や損害を及ぼした場合は、占有者においてその責を負うこと。
  20. 占有物件が道路に関する工事又は道路管理に支障となったときは、土木事務所長の指示に従い、速やかに占有者の費用で当該物件を移設、改築又は除却すること。
  21. 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないよう適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。

## II. 北大阪急行電鉄(株)高架下に係る占有許可条件

1. 鉄道施設への損害防止や用地の管理については、当該用地の利用者が責任をもって管理すること。
2. 当該用地での火気の使用や可燃性若しくは爆発性物又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置しないこと。
3. 何らかの原因で当社施設に損傷を与えたときは、当該用地の利用者の費用をもって完全修復すること。
4. 敷地内の当社排水設備の管理は、当該用地の利用者の責任において良好な管理を行い、機能を損なわないこと。
5. 鉄道施設からの雨水や鳥糞等の落下や浸透若しくは鉄道の振動・騒音等により「当該用地の利用者」に支障や損害を与えたときといえども当社に責を求めないこと。その防止措置や防護設備については「当該用地の利用者」が施すこと。
6. 鉄道施設が災害その他不可抗力によって破損し、「当該用地の利用者」に支障や損害を及ぼした場合は、「当該用地の利用者」において処理するものとし、当社にその責を求めないこと。
7. 鉄道施設の検査、修繕、改修等の必要が生じたとき、「当該用地の利用者」は、当社との協議に応じること。
8. 新たに壁体等を設ける場合は、鉄道施設から 1.5m 以上空けること。
9. 当該用地の使用に際し、用途、形態変更や工事を実施するに際しては、当該用地の利用者は当社と詳細な協議を行い合意のもと実施すること。
10. 当該用地の利用者は、用地で発生した事故その他緊急事態を発見する等の場合は、速やかに当社に情報連絡できる体制を整えること。